

【アメリカ】カリフォルニア州家畜虐待防止法に関する連邦最高裁判決

2018年11月の州民投票により制定されたカリフォルニア州「家畜虐待防止法」(Proposition 12. 州健康安全法典第25990条以下を改正)には、残酷な態様で閉じ込められた豚(繁殖雌豚)及びその子豚の肉を州内で販売することを禁止する規定が置かれている。残酷な態様の閉じ込めとは、横になる、立ち上がる等の動きができないこと、又は飼育面積が24平方フィート(約2.23㎡) /頭未満であることをいう。カリフォルニア州で消費される豚肉のほぼ全てが州外から輸入されており、影響を受けるのは他州の畜産業者であることから、同法は合衆国憲法に違反して州際通商を不当に規制するものであるとする訴訟が畜産関係団体から起こされた。2023年5月11日、連邦最高裁判所は、賛成5、反対4の僅差で訴えを棄却した(143 S. Ct. 1142)。該当規定の効力は州裁判所が差し止めていたが、7月1日に発効する。

合衆国憲法は、連邦議会に州際通商を規制する権限を与えている(第1条第8節第3項)。明文はないが判例により、州際通商について同議会の立法がない場合にも、州による州際通商の規制には限界があるとされる(休眠州際通商条項)。判決は、休眠州際通商条項の核心は差別的、保護主義的な州規制の禁止であると指摘し、州内外を差別しない今回の法律は同条項に違反しないとした。なお、非差別的な規制の場合に、州際通商に課される負担が「推定される地方的利益との関係において明らかに過度」でなければ同条項に違反しないとする「Pike 利益衡量テスト」(397 U.S. 137)については、賛成意見の判事の間で見解(理由付け)が様々に分かれた。反対意見は、利益衡量は可能であり州際通商への重大な影響が認められ得るとして下級審への差戻しを主張した。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-468_c0nc.pdf

【アメリカ】未成年者のソーシャルメディア使用を制限する州法の制定

ユタ州で2023年3月23日、18歳未満の住民(以下「未成年者」)によるソーシャルメディア使用の制限に関する「ソーシャルメディア規制法」(SB152, HB311. ユタ州法典第13編(通商)に第13-63-101条以下を新設)が制定された(2023年5月3日施行。主な規定の適用開始日は2024年3月1日)。同法は、一定規模以上のソーシャルメディア企業に対し以下の内容を義務付けている。①親・後見人(以下「親等」)の明示の同意のない未成年者によるアカウント所有の禁止、②州住民であるアカウント所有者の年齢確認の実施、③未成年者のアカウントについて次の事項等の禁止。a.友達承認のない他ユーザーとのダイレクトメッセージ、b.友達承認のない他ユーザーの検索結果への表示、c.広告の表示、d.州法・連邦法遵守に必要とされる以外の個人情報収集、④親等による未成年者アカウントの閲覧を可能とすること、⑤未成年者のアクセス時間の制限(原則午後10時半から午前6時半まで禁止。親等による変更可)、⑥未成年者の依存を引き起こすような設計、機能をソーシャルメディアプラットフォームに用いることの禁止。

ユタ州に続き、4月にアーカンソー州でも類似の法律(SB396)が制定されるなど、2023年、米国では複数の州議会及び連邦議会に青少年のソーシャルメディア使用を制限するための法案が提出されている。また、2022年9月にはカリフォルニア州で、事前の「データ保護影響評価」などを関係企業に義務付けるオンライン児童保護法(AB2273)が制定されている(本誌 No.294-1, 2023.1, pp.10-11 参照)。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ https://le.utah.gov/xcode/Title13/Chapter63/C13-63_2023050320230503.pdf

【アメリカ】カリフォルニア州における創作的表現（ラップ音楽の歌詞等）の証拠能力の制限

カリフォルニア州の証拠法（Evidence Code）第 352 条は、刑事訴訟において証拠の採用により、不当な偏見や陪審員の混乱を生じさせる実質的な危険性が証拠価値を上回る場合には、これを採用しない裁量を裁判官に認めている。この規定は、訴訟手続における人種差別的な証拠の取扱いを回避することを目的とする。2022 年 9 月 30 日、証拠取扱いにおいて考慮すべき基準を追加する目的で、創作的表現の証拠能力を制限する規定（証拠法第 352.2 条）を新設する法律が制定された（AB2799, Chapter 973 of 2022 Laws）。州議会によれば、新規定が制限すべきと想定する事案は、黒人文化の 1 つであるラップ音楽の歌詞を元ラッパー（歌手）による犯罪の証拠として検察官が不当に採用し、陪審員の判断に影響を与えるというものである。具体的には、被告人が銃撃や暴力に関する人気曲の歌詞をコピーしていることが自らの暴力行為を告白しているとされる例などがある。新たな規定の概要は、次のとおりである。①創作的表現が、a. 起訴された犯罪に近い時期に作成される場合、b. 起訴された犯罪と十分な類似性を有する場合、c. 他の方法では公に入手できない事実の詳細を含んでいる場合を除き、この表現の証拠能力を最小限度のものとする。②刑事訴訟手続において、当事者がこの表現の証拠としての採用を求める場合には、裁判官は次の事項を考慮する。a) この表現の社会的・文化的背景、慣習等に関する信頼できる証言、b) 特定の種別の創作的表現に関する証拠の提出が、明示的又は黙示的に人種的偏見を訴訟に持ち込むことを示す社会科学研究等、c) ②a), b) の証言や研究に反論する証拠。③この表現の証拠能力については、裁判官が、陪審員の同席なく審理し、及び決定するものとし、判決にその決定事項と根拠を明記する。 海外立法情報課・中川 かおり

・ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202120220AB2799

【EU】昆虫食等の新規食品の流通拡大に向けた動き

近年、食糧危機や環境問題への配慮を背景として、昆虫食への関心が高まっている。EU では、新規食品に関する規則（Regulation (EU) 2015/2283. 以下「新規食品規則」）に基づき、加盟国が EU に加盟した日付にかかわらず、1997 年 5 月 15 日以前に EU において人間により相当量が消費されていなかった食品を「新規食品（novel food）」と定義し（第 3 条）、欧州委員会が自らの発意又は食品事業者からの申請に基づいて当該食品の認可を行っている（第 9 条、第 10 条）。認可された新規食品は、新規食品リストに加えられ、そこで指定された使用条件及び表示要件に従って、EU 域内市場での流通が認められる（第 1 条、第 9 条）。

新規食品リストは、新規食品規則第 6 条に基づき同リストを創設する欧州委員会実施規則（Commission Implementation Regulation (EU)2017/2470）の規定に従い、管理される。同リストはこれまで 100 回以上更新されており、2023 年 6 月時点でトレハロースやチアシードなど 193 品目が掲載されている。このうち、昆虫食については、2021 年 6 月にイエロー・ミールワーム（yellow mealworm. チャイロコメノゴミムシダマシの幼虫で、従来飼料として流通）が初めて認可された。その後、同年 11 月にトノサマバッタ（migratory locust）、2022 年 2 月にイエコオロギ（house cricket）、2023 年 1 月にレッサー・ミールワーム（lesser mealworm. ガイマイゴミムシダマシの幼虫）が追加され、計 4 種類の昆虫が新規食品リストに掲載されるに至っている。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2015/2283/oj>

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02017R2470-20230412>

【EU】欧州技能年に関する決定

EUでは、意識改革が必要な特定の課題について、ある期間を「欧州〇〇年」と名付け、EU加盟国内及び加盟国間の議論や対話を促進する啓発活動を行っている。EUは、2023年5月9日から2024年5月8日までを「欧州技能年(European Year of Skills)」と定める決定(Decision(EU)2023/936、全8か条)を2023年5月10日に制定し、同月12日に施行した(同月9日に遡って適用開始)。同決定の目的は、リスキリング・技能向上(reskilling and upskilling)のための既存の措置(リスキリング支援に関する勧告(本誌No.294-1, 2023.1, p.30参照)等)の実施を一層促進し、EUの競争力を高め、質の高い雇用創出に貢献することである。目的は、次の4点に具体化される。①潜在的な労働力を最大限活用するために、官民の雇用主、特に中小企業による、より効果的かつ包括的な投資(「欧州社会基金プラス」等)を促進すること、②労使団体、技能教育提供者、官民の雇用関連部門等の連携によって技能・資格認定を促進すること、③労働市場のニーズと人々の技能のミスマッチを解消すること、④EUが必要とする高技能人材をEU域外の第三国から呼び込むこと(第2条)。これらの目的を達成するため、EUは、加盟国や国際組織等と協力して、グリーン移行・デジタル移行や人口動態を踏まえた技能政策に関して、情報提供・情報交換の促進等を行う(第4条～第6条)。欧州委員会は、2025年5月31日までに、同決定の実施、結果及び総合評価に関する報告書を欧州議会、EU理事会等に提出しなければならない(第7条)。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/dec/2023/936/oj>

【イギリス】高品質な食品供給を実現するためのスコットランド法

2022年7月26日、経済・社会的な観点から高品質な食品の供給実現を目指すスコットランド議会法「2022年高品質な食品の国(スコットランド)法」(Good Food Nation (Scotland) Act 2022)(以下「2022年法」)が制定された。同法は、29か条附則1編から成る。用語の定義や施行期日など一般的な規定は制定と同時に施行され、その他の規定の施行日は、規則で別途定めるものとした(第28条)(2023年5月末時点において、当該規則は未制定)。2022年法は、大臣及び所定の公的機関(保健委員会及び地方自治体等)に対して、高品質な食品に係る計画(以下「計画」)を作成し(第1条・第10条)、その権能を行使する際、計画に配慮することを義務付けている(第6条・第15条)。例えば、学校における給食の提供に関して、大臣は計画への配慮が求められる。計画は、食品関連の課題について達成すべき成果、進捗を評価するための指標及び成果達成を保障するための政策を含んでいなければならない(第1条)。また、2022年法は、①成果の達成状況及び計画の有効性について評価し、②成果達成の促進及び食品関連の課題に対する計画の有効性向上を目的として、大臣等に助言、報告及び支援を行うスコットランド食品委員会を設置している(第19条・第20条)。2022年法制定の背景として、2014年、スコットランド政府は、2025年までに、全ての人々が、日々、生産、購入、調理、提供、消費する食品に誇りと喜びを感じ、そこから利益を得る、高品質な食品の国になるというビジョンを公表した。その後、2019年から2020年の政府計画に関係法律案提出が掲げられ、コロナ禍の影響から時間を要したが、今回の制定に至ったものである。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://www.legislation.gov.uk/asp/2022/5/contents>

・ <https://www.gov.scot/policies/food-and-drink/good-food-nation/>

【フランス】DV 被害者に対する経済的援助制度の新設

近年、フランスではドメスティック・バイオレンス（以下「DV」。フランスでは、事実婚や民事連帯契約（PACS）によるカップル間の暴力も含めて「夫婦間暴力（violence conjugale）」と呼ぶ。）の件数が増加している。2021年、DVに関する告訴は15万9400件（2020年比10%増）で、カップル間殺人は145件（2020年比14%増）であり、そのうち122件は女性が被害者であった。特にDV被害者が子供のいる専業主婦の場合、経済的不安を理由にDV加害者であるパートナーから離れることは困難とされる。2020年の調査によると、DVを受けた女性のうち59%がパートナーの家を出ることを望んでいたが、別居の経験があるのはそのうち18%のみであった。そこで、2023年2月28日、DV被害者の安全な場所への避難及び自立を支援するために「夫婦間暴力の被害者への緊急普遍的援助を新設する法律第2023-140号」（全7か条）が制定された。当初、法案はDV被害者の女性への支援を定めていたが、男性も被害者になり得るため、審議の過程で性別を問わないものに改められた。その主な内容は次のとおりである。

第1条は、DV被害者への経済的援助制度を創設する（社会福祉・家族法典L第214-9条）。この援助は、被害者の経済的・社会的状況及び子供の有無に応じた額の無利息貸付又は返済不要の給付の形で行われ、原則として申請から3開庁日以内に支給される（同法典L第214-10条）。貸付の場合、返済額は被害者の経済的状況に応じて減免される（同法典L第214-12条）。第4条は、貸付の場合、5,000ユーロ（1ユーロは約146円）を上限に返済額の一部をDV加害者であるパートナーに負担させることができるものとする（刑法典第222-44-1条）。第7条は、本法律が2023年11月28日までに施行されることを定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047241405>

【ドイツ】連邦議会の警備強化のための規則改正

2022年12月7日、ドイツにおいて、クーデター計画が発覚し、首謀者のハインリヒ13世ロイス皇太子（Heinrich XIII. Prinz Reuß. テューリングゲン地方にあったロイス・グライツ侯国を支配したロイス家の末裔。）ら25名が逮捕された。この中には、右翼政党「ドイツのための選択肢」の前連邦議会議員が含まれていた。また、近年、気候変動対策に対する過激な抗議活動を行っている環境保護団体のメンバーが連邦議会議事堂の周辺で妨害行為を行う事例も見られ、これらの問題に対応するため、2023年5月に、議事堂への立入規制を強化する議事堂規則（Hausordnung des Deutschen Bundestages）等の改正が行われた。改正の主な内容は次のとおりである。

①連邦議会議員を訪問する6名を超えるグループが立ち入ることのできる区域を限定する。
②院内通行証保持者についてもランダムなセキュリティ・チェックを行えるようにする。
③1年を超える有効期限の院内通行証の保持者について、毎年、立入許可に関する審査を行う。
④連邦議会議員についても原則として入口で身分証明書を提示することとする。
⑤前・元議員の通行証に関する手続を改め、申請に基づく審査の後、一議会期限定の通行証を発行することとする。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.bundestag.de/resource/blob/847514/066ccce7b050b9249dbad076a89a7fe8/Hausordnung-des-Deutschen-Bundestages-data.pdf>

・ https://www.bundestag.de/resource/blob/558026/cd206f75ca696b6e46b59666e700cd0d/zugangs_und_verhaltensregeln_intern-data.pdf

【ドイツ】行政裁判所法の改正

ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー政策の転換、気候変動対策への抗議活動の激化を受け、ドイツでは、液化天然ガスのターミナルや風力発電施設などエネルギー関連施設の建設を急ぐ必要に迫られた。これに伴い、これらの建設計画の許可等に対する行政訴訟の迅速化も課題となった。従来の行政裁判所法においても、特定の訴訟について、通常は控訴審を取り扱う上級行政裁判所を第一審とし（第 48 条）、公共鉄道法、連邦遠距離道路法等で定める特に重要な計画に関する訴訟については、行政事件の最高裁判所である連邦行政裁判所を第一審とする規定（第 50 条）があった。2023 年 2 月、連邦議会は、第 48 条に、「領海の海上風力エネルギー施設」の設置・運営・変更に関する訴訟、第 50 条に、水素等の輸入ターミナル設置計画・接続計画に関する訴訟並びに液化天然ガス促進法及びエネルギー確保法に基づき「連邦行政裁判所に割り当てられた手続」を追加する行政裁判所法の改正を可決した。その他、第 48 条及び第 50 条に掲げる訴訟のうち、今回の改正で追加されたものも含む特定の分野の訴訟については、通常より少ない人数の裁判官で裁判を行うことを可能としたほか（第 9 条及び第 10 条）、優先的に処理するものとするという規定が追加された（第 87c 条）。

2023 年 1 月 23 日の連邦議会における公聴会において、ゼーグミュラー（Robert Seegmüller）連邦行政裁判所裁判官（ドイツ行政裁判所裁判官連盟会長）は、行政訴訟の期間を短縮する余地はほとんどないと述べた。その上で、優先すべき訴訟とそれ以外の訴訟を区別することになると、複数の処理期限が設定されることになり、事務が煩雑化し、かえって遅延のおそれがあると指摘し、法改正の効果を疑問視した。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2023/71/VO.html>

【スペイン】道路貨物運送の荷役作業及び運転手の待機時間等に係る規則の制定

スペインでは、道路貨物運送における運転手不足を背景として、道路貨物運送の持続可能性及び物流チェーン機能の改善のための措置に関する 2022 年 3 月 1 日勅令法（法律と同一の効力を有する、政府が制定する立法）第 3 号が制定された。同勅令法は 2020 年の道路運送に関する EU 指令（Directive (EU) 2020/1057）等の改正に合わせて国内法令を整備しているほか、運転手の過酷な労働条件を改善するため、従前の道路貨物運送に係る規制を改正し、貨物の積卸し（以下「荷役作業」）や待機時間に関する規定等を新設した。

主な内容は次のとおりである。荷役作業については、7.5 トンを超える運送車両の運転手は原則として従事できないこととされる（第 1 条）。ただし、引っ越しやタンク車、レッカー車による運送、骨材（コンクリートやモルタルを作る際に使用する砂利等）の運送、運転手の安全確保を条件として規則で定められる場合等は、この規定の例外となる（同条）。荷役作業は、事前に運送料金とは別に請求書に計上される追加料金を支払うことにより運送人が行うことが書面で合意されている場合を除き、荷送人、荷受人それぞれの責任とされる（第 2 条）。書面による合意がない場合、当該合意はなされていないものと推定される（同条）。荷役作業が完了するまでの待機時間が 1 時間を超えるときは、運送人は荷送人に補償を請求することができる（同条）。

国土交通課・小針 泰介

- ・ <https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2022-3290>
- ・ <https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-1987-17803>
- ・ <https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2009-18004>

【ポルトガル】 道路貨物運送の荷役作業及び運転手の待機時間等に係る規則の制定

ポルトガルでは、2021年7月13日デクレト・レイ（法律と同一の効力を有する、政府が制定する立法）第57号が制定され、その第3条で従前の道路貨物運送に係る規制を改正し、従来曖昧であった貨物の積卸し（以下「荷役作業」）や運転手の待機時間、荷送人、荷受人及び運送人の待機時間超過に関する責任を明示する規定等を新設した。

主な内容は次のとおりである。荷役作業については原則として荷送人、荷受人が行うことと定められており、荷送人・荷受人は荷役作業の実施に当たり、運転手以外の者を使用しなければならない。また、契約に荷役作業を運送業者が行うことが明記された場合でも、運送業者は、荷役作業に運転手以外の者を従事させなければならない。ただし、有効な集団の労働規制が定められている場合、運転手は中央倉庫から各店舗への配送や宅配等における荷役作業を行うことができる。運転手の待機時間については最大2時間と規定しており、当事者間で別途契約した場合を除き、この待機時間には荷役作業の時間は含まれない。また、荷送人又は荷受人に帰責する理由により待機時間が2時間を超えた場合、運送人は2時間を超える待機時間について、その責任を負う者から補償を受ける権利を有する。補償の金額は、車両の重量や運送地域に応じて1時間当たり12～40ユーロ（1ユーロは約146円）とされ、運送人に帰責しない理由により車両の待機時間が10時間を超える場合には、補償額が25%増額される。

国土交通課・小針 泰介

・ <https://dre.pt/dre/detalhe/decreto-lei/57-2021-167133018>

【リトアニア】 国境保護法の改正

2023年4月25日、リトアニア国会において国境保護法の改正案が可決された。改正法は、同月26日に公布され、一部規定を除き同年5月3日に施行された。この改正の目的は国境管理の強化にあり、国境管理局支援員（同局の任務遂行を自発的に支援する者）の活動への法的根拠の付与、国境管理局と他の機関との協力関係の明確化等が行われた。今回の改正で最も議論となった点は、多数の外国人の流入を理由とする緊急事態の場合に、国の安全・公共の秩序の観点から、政府が国境における人の移動を制限し、中止することができるとする規定であった（第4条）。第4条によると、この越境制限の措置は、武力紛争から逃れてきた者や人道的な理由で入国を希望する者等については適用されないとされる。

政府側は、ベラルーシによる意図的な移民流入操作への対抗のために必要な改正であると主張した。当初の政府法案では、緊急事態宣言後の不法入国者を滞在場所を問わずに送還するとされていたが、委員会審査の結果、送還が可能なのは国境地帯（国境から5キロ以内の地域）のみと修正された。その他、第4条に規定する越境制限の適用除外の対象者について、「軍事的な侵略から」逃れてきた者を「政府が認定した武力紛争から」に変更するといった委員会修正も行われた。このように、当初案から難民認定の可能性を拡大する方向での修正が行われたが、国際的な人権団体からは、深刻な人権侵害が行われている国への送還を禁止する国際法に違反すると批判する意見も出された。また、欧州議会では、欧州委員会に対し、この改正がEU法と国際法に違反するか否かを問う質問書が提出された。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://e-seimas.lrs.lt/portal/legalAct/lt/TAD/ff701250e35a11eda305cb3bdf2af4d8?positionInSearchResults=0&searchModelUID=9bb12675-8998-4848-9885-9952c1a3a85e>

【ロシア】兵役登録改革法の制定

ウクライナ侵攻後、ロシアでは2022年9月21日大統領令第647号「ロシア連邦の部分的動員に関する大統領令」に基づき、国民の軍務への招集が行われている。この招集に際して、動員非対象者に招集令状が届く、徴兵事務所が放火される、動員対象者が招集を回避するためにロシアから出国する等の事態が生じた。これらを問題視し、事態に対処するため、2023年4月14日、連邦法律第127号「個別のロシア連邦法令を改正する連邦法律」（以下「兵役登録改革法」）が制定され、同日施行された。

兵役登録改革法第3条は、1998年3月28日連邦法律第53号「兵役登録及び軍務に関する連邦法律」を含むロシアの複数の法令を改正するもので、その主な改正点は以下のとおり。①政府機関及び医療機関等が保有する国民の情報を利用し、軍に登録される者のリストを作成する。②電子形式の招集令状を「国及び自治体サービス・ポータル」（行政手続のためのウェブサービス）の個人アカウントに送付する。③軍務に招集された、又は招集令状を受け取った者は、ロシアからの出国が禁止される。招集令状に規定された期日から20日以内に、正当な理由なく招集に応じなかった場合、①個人事業主としての国家登録禁止、②個人事業主向け軽減税率制度への登録禁止、③所有する不動産の国家登録禁止、④乗物の運転免許の使用制限、⑤所有する乗物の国家登録禁止、⑥融資及び貸付契約の締結禁止の措置がとられる。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://kremlin.ru/events/president/news/69391>
- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202304140051>

【ロシア】電子たばこ等規制法の制定

ロシアでは、以前からたばこへの規制が行われてきた。2008年には、世界保健機関（WHO）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」へ加盟し、2013年2月23日には同国のたばこ規制をFCTCに適合させるため、公共喫煙禁止法が制定された（本誌 No.258, 2013.12, pp.102-118 参照）。2023年4月28日、同法等を改正する連邦法律第178号「個別のロシア連邦法令を改正する法律」（以下「電子たばこ等規制法」）が制定され、一部を除いて同日施行された。

電子たばこ等規制法は、ロシアの従来なたばこ規制の枠を拡大するものである。具体的には、公共喫煙禁止法の対象となる物品に、従来の「ニコチン含有溶液」に加え、「ニコチン非含有溶液」及び「ニコチン含有製品使用のための機器」（以下「電子たばこ」）を追加する（公共喫煙禁止法第2条を改正）。これにより電子たばこは、未成年者（18歳未満）の使用やショーケースでの陳列等が禁止される。また、政府が規定する最低価格以下でのニコチンを含有する製品の販売は禁止される（同第13条を改正）。政府は、電子たばこに用いる「ニコチン含有溶液」及び「ニコチン非含有溶液」の製品としての魅力を増すための添加物（フレーバー）を規制することができる。ニコチン依存を高める添加物を含む製品は販売できない（同第14条を改正）。

このほか、電子たばこの広告は禁止され（広告に関する連邦法律第5条第5項第3号を改正）、国家機関が対策を講じなければならない子供の健康及び発達に有害な製品に、電子たばこを追加する（ロシア連邦の子供の基本的権利保護に関する連邦法律第14条第1項を改正）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202304280052>

【韓国】在外同胞基本法の制定

在外同胞政策を総合的・体系的に推進するため、2023年5月9日に「在外同胞基本法（法律第19402号）」が制定された。一部を除いて同年11月10日に施行される。

在外同胞基本法では、「在外同胞」を、①外国に長期在留している、若しくは外国の永住権を取得した大韓民国国民、又は②出生により大韓民国国籍を保有していた者（大韓民国政府樹立前に国外に移住した者を含む。）若しくはその直系卑属であって大韓民国国籍を保持していない者と定義した（第2条第1号）。なお、出生による国籍取得という場合、原則として、大韓民国国民である父又は母からの出生によるものである。在外同胞庁（本誌 No.295-2, 2023.5, p.31 参照）長は、在外同胞政策に関する基本計画を5年ごとに策定し、施行しなければならない（第7条）。この基本計画には、在外同胞政策の基本目標及び推進の方向性、必要な財源の規模及び調達方法等の事項が含まれなければならない（同）。また、基本計画に沿って、在外同胞庁長及び関係する中央行政機関の長は、年度別の施行計画を策定し、施行しなければならない（第8条）。外交部長官の下に在外同胞政策委員会を置き、同委員会は、基本計画及び施行計画の策定、施行等に関する事項を審議、調整する（第10条）。国は、在外同胞を対象とする研修・教育・文化等の事業、在外同胞の移住の歴史に関する調査及び展示事業、国又は公共機関等からの委託事業等を行う在外同胞協力センターを設立する（第11条：2023年6月5日施行）。なお、2021年時点で、アメリカ、中国、日本を始め、世界に700万人以上の在外同胞がいるとされる。

海外立法情報課・中村 穂佳

- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=250669#0000>
- https://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_21507/contents.do

【韓国】薬事法の改正—オンライン上での医薬品違法販売のモニタリング等—

2023年4月18日、薬事法が改正され（法律第19359号）、オンライン上での医薬品の違法販売に関するモニタリング等の規定が整備された。同年10月19日に施行されるが、一部規定は、2024年4月19日、同年7月21日、同年10月19日に施行される。

韓国の薬事法では、医薬品のオンライン販売が禁止されているが、近年、オンライン上での医薬品違法販売は、年2万件以上が摘発されている。このような状況に関して、当該違法販売等を常時モニタリングする体制の確立等のため、食品医薬品安全処（処は韓国の中央行政機関）長が、オンライン医薬品違法販売等のモニタリングを行うことができる根拠規定が新設された（第61条の2第2項）。このモニタリング業務は、その一部を大統領令で定める機関又は団体に委託することができる（第61条の3新設）。また、医薬品の安全な使用に関して、保健福祉部（部は日本の省に相当）長官、食品医薬品安全処長及び関係中央行政機関の長が、消費者が医薬品等を安全に使用することができるよう、医薬品等の販売、購入、表示・広告等に関する教育及び広報を行うことができる（第83条の8新設）と規定された。

海外立法情報課・中村 穂佳

- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=250025#0000>
- https://mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=47144

【台湾】沿岸警備機関武器使用条例の改正

台湾では、2018年に海洋関係事務を主管する行政院海洋委員会が設立され、同委員会の海巡署が沿岸警備を主に担っている。沿岸警備機関の人員の武器使用に係る規則は、2000年に制定された沿岸警備法（中国語「海岸巡防法」）により法律で定めることが規定され、2003年、法律として沿岸警備機関武器使用条例が制定された。2018年の組織体制の変更や、制定時と国際情勢が異なることを踏まえ、2020年以降、立法委員（議員）及び行政院から同条例の改正案6件が立法院に提出され、審議を経て、行政院による改正案を採用することが決定された。改正条例は2023年5月2日に可決、同月17日に公布・施行された（総統令華総一義字第11200040971号）。

改正条例は全19か条から成る。海上で法執行を行う沿岸警備機関の人員の生命・身体が脅かされ、銃を使用することができる場合を列挙し（第7条第3項）、武力による危害を受けるおそれのある場合等に火砲の使用を判断する使用権者を海巡署署長と明記し（第8条）、緊急時には現場指揮官の判断で火砲を使用できる規定（同条第2項）を追加した。そのほか、武器を使用して死傷者が出た場合に、状況を調査し、武器使用の妥当性を検証する調査チームの組織（第15条）、死傷者の救護（第16条）、国家賠償（第18条）等に関する規定を追加した。

なお、本改正に関して、中国大陸を挑発する、開戦リスクを高めるといった報道がなされたことに対し、2023年5月17日、海洋委員会は、本改正は2019年から検討を進めていたもので、中台の対立をあおる意図はないと説明した。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0090010>

【オーストラリア】2023年先住民族の声法の制定（南オーストラリア州：SA）

2023年3月26日、SA議会（以下「議会」）で2023年先住民族の声法（First Nations Voice Act 2023, No.9 of 2023. 全54か条、附則2編）が制定され、一部を除き同年5月12日施行した。

同法の主な内容は次のとおりである。

①「心からのウルル声明」（本誌 No.296-1, 2023.7, pp.6-7 参照）を SA で実施するため、SA 憲法に第3条（先住民族（アボリジナル・ピープル、トレス海峡諸島民）と非先住民族との間の公正かつ真実の関係構築のため、議会在先住民族の声に耳を傾けることの重要性を規定）を追加した（附則2）。なお、SA 憲法の改正は、上院、下院の廃止等、立法機関に関する重要規定の改正以外、州民投票（referendum）による承認を要件としない。

②先住民族の生活に影響を与える決定に関し先住民族の意思を議会に届けるための機関「先住民族の声」（以下「Voice」）の設立及びその組織・権限等を規定した。Voice は、規則により定める地域ごとに設置される「地方 Voice」と SA に一つ設置される「州 Voice」から成る（第10条、第23条）。州 Voice は、地方 Voice ごとに選出される、性別の異なる2名の共同代表者を構成員とする（第12条、第24条）。州 Voice は、(a)地方 Voice と連携し、先住民族の関心事項に関する意見を議会・政府等に提示し、助言を行う権限を有する（第28条）。(b)議会への法案提出の通知を受け、提出法案に関し議会で演説する権利を有する（第39条、第40条）。(c)先住民族の関心事項と判断した事柄について、議会に報告書を提出することができる（第41条）。

SA は、Voice を法律で規定した最初の州となった。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ https://www.legislation.sa.gov.au/_legislation/lz/c/a/first%20nations%20voice%20act%202023/current/2023.9.auth.pdf

【マレーシア】毒物法の改正

1952年毒物法（Poisons Act 1952: Act 366）は、毒物として定義される特定の医薬品及び向精神薬の輸入、所持、製造、保管、輸送、販売、使用を規制する法律である。近年、医薬品の違法な購入・管理に付随する医薬品の転用、偽造医薬品の製造等が増加しており、それらに対処し、毒物の誤った取扱いによる有害な影響から国民、医薬品市場等を保護するため、2022年9月7日、毒物（改正）法（Poisons (Amendment) Act 2022: Act A1666. 全24か条）が制定された（同年9月20日公布、一部を除き、2023年1月1日施行）。主な改正点は次のとおりである。

①毒物法違反者に対する一般的な罰則が、これまでの3,000マレーシア・リンギット（1マレーシア・リンギットは約30.1円。以下「リンギ」）以下の罰金若しくは1年以下の拘禁刑、又はこれらの併科から、5万リンギ以下の罰金若しくは5年以下の拘禁刑、又はこれらの併科に強化された。また、人命を危険にさらす、又は危険にさらす可能性のある場合、これまでの5,000リンギ以下の罰金若しくは2年以下の拘禁刑、又はこれらの併科から、20万リンギ以下の罰金若しくは10年以下の拘禁刑、又はこれらの併科に強化された。②薬事執行官（書面により任命された登録薬剤師で、薬物関連の犯罪調査における被疑者等に対する口頭尋問を行うこと等を任務とする。）等が、この法律に基づく医薬品関連の犯罪について、開業医、歯科医、薬局等を調査する権限が大幅に強化された。薬事執行官は、犯罪が行われていると疑うに足る合理的な理由がある場合、関連するあらゆる施設を搜索し、強制的に医薬品、機器、文書、電子データを押収することができるようになった。③医療従事者が電子的手段で発行する毒物に関する全ての処方箋にデジタル署名が必要となった。

海外立法情報課・日野 智豪

・ https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1742947_BI/Act%20A1666%20BI.pdf